

計画期間

令和3年度～令和12年度

恵庭市酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年7月

北海道 恵庭市

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛（乳肉複合経営を含む）
 - 2 肉用牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

本市は、道都・札幌市と北海道の空の玄関である新千歳空港のほぼ中間に位置し、北海道縦貫自動車道、国道36号線並びにJR千歳線が市の中心部を通過しているなど、恵まれた交通アクセスを活かし、道央圏の中核的都市として発展してきました。

このような地理的な好条件のもとで、酪農・肉用牛生産は、100年余りの長い歴史の中で培われた高い技術と生産性を活かし、大消費地を抱えた牛乳・乳製品の原料供給基地として発展し、肉用牛については、酪農と比較すると飼養農家数及び頭数とも少数であるものの本市の農業振興並びに地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、飼養農家数は、経営主の高齢化や後継者不足等の理由から減少しており、この傾向は今後も続く予想されます。

このような状況を打開するために、地域の畜産生産基盤の強化と地域の収益性の向上を目的とした畜産クラスターの継続的な取組やヘルパー事業の活用を推進し、労働負担の軽減や規模拡大を図ります。

また、草地生産性向上のため、地域の実情に合わせた草地整備、草地改良、草地更新、草地管理の効率的な推進を行い、適正な飼料給与、繁殖改善を図るなど、優良牛の増殖や牛群の資質改良を行い、生産コストの低減につながる取組を推進するとともに、乳房炎等の疾病や家畜伝染病の予防のために飼養衛生管理基準に基づく家畜防疫体制の強化を継続し、安定した経営基盤の確保に努めます。

さらに、家畜排せつ物については、適正な処理管理を行うとともに、環境保全や有機質資源として有効利用するため、耕種農家との連携を継続し、資源循環型畜産の推進を図ります。

酪農・肉用牛生産が、今後も地域経済を支える基幹産業として、持続的に発展していくため、「土一草一牛」が調和し、バランスのとれた、人と家畜と環境にやさしいゆとりある経営の確立を図り、消費者に信頼される良質な畜産物を安定的に供給することを目指します。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
恵庭市	市内	2,492	639	609	8,923	5,434	2,822	633	600	9,312	5,587
合計		2,492	639	609	8,923	5,434	2,822	633	600	9,312	5,587

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成30年度）								目標（令和12年度）								
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
恵庭市	市内	127	112	15	0	127	0	0	0	450	150	0	0	150	0	300	300	
合計		127	112	15	0	127	0	0	0	450	150	0	0	150	0	300	300	

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式
単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標														備考		
	経営形態	飼養形態				牛		飼料						人								
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営			
円	hr	hr	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	円	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
つなぎ飼い 80頭	家族経営	頭 80	つなぎ	ヘルパー 公共牧場	分離給与	(ha) 舎飼	kg 8,500	産次 3.5	イネ科 主体	ha 99	コント ラクター	-	% 63	% 58	割 10	円 61	hr 46	hr 3,658 (1,800)	万円 7,993	万円 5,583	万円 2,410	万円 1,364
フリース トール 120頭	家族経営	頭 120	フリース トール ミルク パーラー	ヘルパー 育成預託	TMR	(ha) 舎飼	kg 9,700	産次 3.5	イネ科 主体 トウモロ コシ	ha 110	TMRセン ター	-	% 60	% 60	割 10	円 66	hr 40	hr 4,801 (2,000)	万円 13,963	万円 10,142	万円 3,821	万円 1,910

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標														備考				
	経営形態	飼養形態				牛				飼料						人								
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営			
					(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg		ha			%	%	割	円	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
肉専用種繁殖経営	家族経営専業	頭 繁殖 40	牛房郡飼	-	分離給与	12	12.5	24	去勢 8.0 雌 8.0	去勢 253 雌 235	イネ科主体	29	コントラクター	-	83	82	10	409,584	80	2,722 (1,500)	2,350	1,040	1,310	720

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

(2) 肉牛用（肥育・一貫）経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要				生産性指標																備考		
	経営形態	飼養形態			牛					飼料						人							
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営			
	頭			ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。
 2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
恵庭市	現在	戸 289	戸 20	% 6.9	頭 2,492	頭 639	頭 124
	目標		15 (2)		2,822	633	188
	現在						
	目標		()				
合計	現在	289	20	6.9	2,492	639	124
	目標		15 (2)		2,822	633	188

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

ア 乳牛改良の推進

泌乳能力及び乳成分の向上に重点を置いた改良を推進し、健康な牛から安全な生乳生産が行われることを基準に、適正な飼料給与、乳房炎等の疾病予防、適切な繁殖管理による繁殖性の向上を図ることで、生産コストの低減につながる改良を推進します。

イ 飼養管理技術の向上等の推進

乳検情報の効果的な活用により、飼養管理技術の高度化、優良牛の増殖及び牛群の資質改良を推進します。

また、安全、安心で高品質な牛乳・乳製品を生産するため、衛生的乳質や成分的乳質の向上を図り、乳質改善を推進します。

ウ 自給飼料生産の拡大の推進

自給飼料生産基盤の拡大、良質な自給飼料の効率的な生産の推進、放牧の促進など、自給飼料生産の拡大を図ります。

エ 労働負担の軽減

酪農ヘルパー利用組合の体制強化や公共牧場の利用促進、飼料生産の共同化など、地域で支える酪農支援システムの確立を図るとともに、地域や経営形態に対応した哺乳・搾乳ロボット等の飼養管理支援機器等の導入を推進し、労働負担の軽減を図ります。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種繁殖経営	恵庭市	現在	戸 289	戸 6	% 2	頭 127	頭 127	頭 112	頭 15	頭 0	頭 0	頭 0	頭 0
		目標		1		450	150	150	0	0	300	0	300
		現在											
		目標											
肉専用種肥育経営	恵庭市	現在											
		目標		()				()	()				
		現在											
		目標		()				()	()				
乳用種・交雑種肥育経営	恵庭市	現在											
		目標		()				()	()				
		現在											
		目標		()				()	()				

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

適正分娩間隔による繁殖性の向上、過肥による繁殖成績の低下を防ぐために、粗飼料主体の栄養度を調整した飼養管理を推進します。
 遺伝的能力の評価情報の活用や飼養管理技術の改善により、生産コストの低減、良質粗飼料・ほ場副産物の有効利用の促進や堆肥の有効活用を推進します。

V 国際飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在（平成30年度）	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	75%	77%
	肉用牛	86%	49%
飼料作物の作付延べ面積		744ha	746ha

2 具体的措置

草地生産性向上のため、地域の実情に合わせた草地整備、草地改良、草地更新、草地管理を効率的に推進します。特に強害雑草であるハルガヤの駆除を早期に実現します。また、公共牧場の効率的な利用を図るため、地域の飼養動向、利用農家ニーズに対応するとともに、機能の充実・強化、老朽施設の更新や草地の整備を推進します。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

地域内の生乳生産量及び処理量に対応した集送乳体制をより一層整備し、農業協同組合等の関係者と十分な連携のもと、生乳流通の安定とコストの低減を推進します。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在（平成30年度）						目標（令和12年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先			②/①	出荷頭数 ①	出荷先			②/①		
			県内					県外	県内			県外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場			その他
頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%		
	肉専用種 乳用種 交雑種												
合計	肉専用種 乳用種 交雑種												

(注) 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 畜産クラスター事業の推進

地域の生産基盤の強化と地域の収益性の向上を図るため、農業協同組合や畜産農家等で構成する道央地域クラスター推進協議会において、地域の現状や課題の分析を行い、畜産クラスター事業の継続的な取組を推進します。

2 地域経営支援システム構築の推進

家族経営を中心とした経営体の育成、継続を支援するため、ヘルパー事業や公共牧場など地域で支える経営支援システムを構築することにより、労働負担の軽減を図ります。

3 経営・技術指導

生産管理技術の改善、高位平準化に努め、各種経営診断情報の活用による経営内容の点検や把握、分析等により経営の合理化を図ります。特に、乳検情報の効果的な活用により飼養管理の高度化、牛群の資質向上や斉一化を図るとともに、繁殖・肥育技術の向上により、生産コストの低減を図り、安定的な経営基盤の確保に努めます。

また、農業協同組合や石狩農業改良普及センター等の関係機関と密接な連携を行い、法人経営の育成・指導、肉専用種肥育に係る技術指導の充実を図ります。

4 家畜防疫体制の強化

伝染性疾病の多様化や伝播の複雑化に対応し、家畜伝染病の発生の未然防止と本市への侵入を防ぐため、飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するとともに、関係機関と連携し、情報の収集や分析、発生時の初動防疫に重点を置いた家畜防疫体制強化の取組を継続します。

5 家畜排せつ物の適正な管理と有効利用の推進

家畜排せつ物の適正な管理を行うとともに、堆肥等を利用した土づくりなど環境保全や有機質資源として有効利用するため、耕種農家との連携を継続し、資源循環型畜産の推進を図ります。